

島根県知事宛

「令和5年度予算編成及び施策」並びに「新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等」に関する要望



(津和野町：映画「高津川」のロケ地となった旧左鎧小学校)

令和4年8月

島根県町村会

平素から町村行政の推進と本会の運営に対して格別のご支援をいただき、
厚く御礼申し上げます。

中国地方においては、6月28日に早々と梅雨明け宣言が出され、本年はここ
数年続いた梅雨期の豪雨災害が発生せず、安堵しているところです。引き続き、
過年災害の復旧事業に対するご支援をお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症についてですが、一昨年、1月15日に国内で
最初の感染者が確認されて以来、足かけ3年に及ぶ戦いを余儀なくされてきました。
県内でも、今年1月以降、感染力の非常に強いタイプのオミクロン株が流行
し、7月に入ってからは、1日の感染者数が度々1,000人を超えるなど、爆発
的な感染状況となっています。再び医療の逼迫や社会経済活動の停滞が懸念
される状況となったことから、一層強い危機感を持って感染拡大防止に努めて
いく必要があり、国、県におかれましては、町村に対し適切なご支援、ご協力をお願
いいたします。

一方、グローバル化している国際社会にあっては、感染症の流行に加えて、
国際紛争や気候変動、さらには為替相場の変動などが資源・原材料価格を高騰
させ、それにともなう物価上昇が住民生活を直撃しています。我々町村としても、
現在、最重要課題として取り組んでいる地方創生はもとより、今後は変動する
内外情勢にも気を配りながら住民生活の不安解消に一層の努力が求められて
いるものと認識しています。

しかしながら県内町村のほとんどが中山間・離島など条件不利地域に立地して
おり、財政基盤も脆弱です。

今後とも、人口減少対策やコロナ対策、さらに災害復旧やインフラ更新など、住民が安心して暮らせる基盤づくりのためには、国による手厚い財政支援措置や、県による地域の実情を踏まえた諸施策の推進が不可欠です。

つきましては、令和5年度の予算編成と今後の施策展開並びに新型コロナウイルス対策及び経済対策等について、実現していただきたい事項をとりまとめましたので、県内町村を取り巻く厳しい実情を御覧いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

令和4年8月30日

島根県町村会長 下森博之

I 令和5年度予算編成及び施策に関する要望項目

1. 地方創生の更なる推進について

- (1)地方創生推進財源の確保
- (2)県版総合戦略の積極的な展開
- (3)地域公共交通確保対策
- (4)「鉄道事業法」の見直し
- (5)労働力不足対策
- (6)「特定地域づくり事業推進法」への対応

2. デジタル化施策の推進について

- (1)デジタル人材の確保・育成
- (2)「地域デジタル社会推進費」の延長
- (3)デジタル田園都市国家構想推進交付金の充実
- (4)条件不利地域に対する支援

3. 行財政運営に必要な地方税財源の確保・充実について

- (1)地方交付税の総額確保
- (2)地方交付税算定方式の見直し
- (3)過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

4. 頻発化する豪雨災害について

- (1)江の川の治水対策
- (2)集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

5. 公職選挙制度の見直し・改善等について

- (1)人口減少時代における地方の声の国政選挙への反映
- (2)参議院選挙における合区の早期解消

6. 過疎対策事業の円滑な推進について

- (1)過疎対策事業債の拡充
- (2)県特別枠の配分

7. 離島、中山間地域における医療体制等の確保について

- (1)医療体制の確保対策
- (2)医療従事者の確保対策

8. 国民健康保険の安定運営の確保について

- (1)国保改革にあたっての課題解決

9. 福祉施策の推進について

- (1)小規模特別養護老人ホームに係る制度設計の見直し

- (2)中等度の加齢性難聴者への補聴器購入費補助制度の創設
- (3)高齢者施設等が整備する非常用自家発電設備にかかる補助金の上限額撤廃

10. 農林水産業施策の推進について

- (1)食料の安定供給の確保
- (2)米政策の推進
- (3)農産物貿易交渉
- (4)新たな農政改革
- (5)畜産業の振興
- (6)新たな森林管理システムへの支援
- (7)水産業の振興対策

11. 有害鳥獣対策の推進について

- (1)ツキノワグマ対策の強化
- (2)野生鳥獣被害対策の充実

12. 高速道路等の整備促進及び社会資本の老朽化対策の推進について

- (1)山陰道の早期完成と新たな道路網構想
- (2)道路整備に必要な予算総額の確保
- (3)社会資本の老朽化対策の推進
- (4)道路の安全対策の推進

13. 空き家対策への総合的な取組みについて

- (1)財政措置の充実強化
- (2)空き家の有効活用等の推進

14. 竹島の領土権の早期確立・日韓新漁業協定の実効確保等について

- (1)竹島の領土権の早期確立
- (2)日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化

15. 離島への支援について

- (1)離島振興法の延長及び特別措置の拡充
- (2)有人国境離島に対する特別な支援
- (3)隱岐ユネスコ世界ジオパークに対する支援

16. 原子力発電の安全確保について

- (1)原子力発電所の安全確保

17. 海岸漂着ゴミ対策の充実強化について

- (1)海岸漂着物対策推進のための財政措置の恒久化
- (2)対岸諸国からの漂着ゴミに関する国家間協議の推進

18. 米軍機による低空飛行訓練の中止等について

- (1) 関係機関への中止等要請
- (2) 国による実態把握と実態の伝達
- (3) 住民負担の軽減

19. エネルギー対策の推進について

- (1) 安定的なエネルギー需給構造の確立
- (2) 再生可能エネルギーの導入促進と地産地消型エネルギーシステムの構築
- (3) 水力発電施設周辺地域交付金制度の充実

20. 教育環境の充実について

- (1) 教育魅力化推進事業の推進等
- (2) 島留学・山村留学等への支援
- (3) 「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の継続・拡充
- (4) 教員の安定的確保と適正な教員配置
- (5) 小中学校における英語教育の充実
- (6) 学習環境・指導環境の整備
- (7) スポーツ・文化活動の振興
- (8) 文化財保存活用財源の確保

I 令和5年度予算編成及び施策に関する要望

1. 地方創生の更なる推進について

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するにあたって、各町村が地方創生に向けた取組を継続し、充実強化できるよう、国及び県においては、次の事項について適切な措置を講じることを要望する。

(1) 地方創生推進財源の確保

- ①各町村が総合戦略に基づいて実施する各種施策が継続的・安定的に行えるよう、国において地方創生推進財源を確保すること。特に、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続拡充を図ること。
- ②「地方創生推進交付金」については、国において対象事業の要件緩和など、地域の実情に応じて効果的に活用できる自由度の高い制度にするとともに、予算規模の拡大を図ること。
また、交付金に係る地方の財政負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

(2) 県版総合戦略の積極的な展開

- ①新たな総合戦略を着実に実施するにあたっては、離島・中山間地域の暮らしを支える「小さな拠点づくり」を積極的に推進すること。
- ②子どもの医療費負担については、国の制度として無料化するよう引き続き働きかけるとともに、県の子ども（小学生）の医療費助成制度については、対象年齢を中学校終了まで拡大すること。
更に、その財源となっている「しまね結婚・子育て市町村交付金」は、様々な事業を対象に包括的に交付される仕組みとなっており、医療費助成に対する上限額を充当した残額は、従来の子育て支援事業に対する支援額を下回っている。したがって、子どもの医療費助成制度については、乳幼児医療費補助金と同様に同交付金から分離した上で、同交付金の必要額を充実させるなど改善を図ること。
- ③若者定住やUIターンを促進するためには、居住環境の整備が不可欠である。町村において、定住者の受入に向けた住宅の新築や空き家の改修等がより一層進むよう、「しまね定住推進住宅整備支援事業」の所要額の確保や補助率の嵩上げ、対象経費の拡大など、支援制度の更なる充実強化を図ること。

(3) 地域公共交通確保対策

- ①離島・中山間地域では、買い物や通院など日常生活に必要不可欠な、住民が利用しやすい地域公共交通網を整備・維持することが、喫緊の

課題となっている。

県においては、「島根県生活交通確保対策交付金」により、生活バスや乗り合いタクシーなど町村の生活交通を確保するための支援を行っているが、同交付金については、引き続き充分な予算措置を行うこと。

- ②鉄道は沿線の町にとって重要な地域公共交通であることから、地域鉄道を維持するための補助経費や利活用を促進する取組に対し、十分な支援を行うよう国に働きかけること。
- ③三江線の廃止に伴う代替交通については、地域住民の生活に支障が生じないよう、今後も沿線自治体が行う取組に対し必要な支援を行うこと。

(4)「鉄道事業法」の見直し

平成12年3月に施行された「鉄道事業法の一部を改正する法律」により、旅客鉄道事業の廃止について、これまでの許可制が届出制に改正された。

この鉄道事業法の改正は、今後の中山間地域の生活に欠かせない社会基盤を一方的に廃止することが可能な制度であり、地方の過疎化に拍車をかけることが懸念される。

このため、運行計画の変更や廃止の手続き、代替交通手段への転換については、沿線自治体の意向が最大限尊重されるよう、鉄道事業法の見直しを行うとともに財政支援を行うよう国に働きかけること。

(5)労働力不足対策

県内町村においては、若者の県外流出や少子高齢化により、生産年齢人口の減少という問題に直面しており、製造業、建設業、情報産業など幅広い産業で人手不足の状況になっている。

新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、地方での就職や移住を検討する機運も高まる中、デジタル技術を活用しながら

- ①新規学卒者の県内就職促進
 - ②早期離職の解消
 - ③専門的技能を持つ人材の県内企業へのUIターン就職促進
- など、人材確保対策をより一層強化すること。

(6)「特定地域づくり事業推進法」への対応

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」は、過疎地域等において若者の安定的な雇用等を実現し、地域の担い手となる人材確保を図るうえで、重要な役割を果たすことが期待される。

については、町村において、法に基づく諸施策が円滑に実施できるよう、

引き続き、事業協同組合の設立・運営に関する相談体制の整備や、町村職員に対する研修・情報提供など、県による指導・支援の充実強化に取り組むこと。

2. デジタル化施策の推進について

デジタル技術を活用して地方の活性化を目指す『デジタル田園都市国家構想』の推進に当たっては、次の事項について適切な措置を講じることを要望する。

(1) デジタル人材の確保・育成

「社会全体のデジタル化」については、特に重点的に取り組むものが「行政手続のオンライン化」とされており、デジタル化対策は町村にとっても当面の重要課題である。

しかしながら、日進月歩で変化する情報通信分野への対応は、小規模町村では技術面や人材面から困難な取組課題である。

については、市町村のデジタル人材の確保・育成に向け、国等による教育研修カリキュラムの提供や県による更なる人的・技術的支援など、きめ細やかな支援を行うこと。

(2) 「地域デジタル社会推進費」の延長

地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方交付税の算定項目において、令和3・4年度を対象期間として「地域デジタル社会推進費」が創設された。

一方で、今後、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化も予定されているが、地域のデジタル化と行政のデジタル化は一体的なものであり、「地域デジタル社会推進費」についても、少なくとも国が示す「自治体DX推進手順書」の行程に併せて、令和7年度までの財源措置を拡充・継続するよう国に働きかけること。

(3) デジタル田園都市国家構想推進交付金の充実

デジタル田園都市国家構想推進交付金については、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けた取組を新たに進めることができるよう、同交付金を拡充するとともに、地域の実情に配慮し、一層使い勝手の良いものとするよう国に働きかけること。

(4) 条件不利地域に対する支援

条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な対策を講じるとともに、町村が独自に行うデジタル技術を

活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業の実施に要する経費については、財源の乏しい町村の実情や条件不利地域等のハンディキャップを考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うよう国に働きかけること。

3. 行財政運営に必要な地方税財源の確保・充実について

次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1) 地方交付税の総額確保

骨太の方針2022を踏まえ、令和5年度の地方財政対策においては、地方財政の極めて厳しい現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げや、臨時財政対策債の廃止・縮減を含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に地方交付税総額の確保を図ること。

とりわけ、長期化する新型コロナウイルス感染症、緊張化する国際情勢や為替相場の影響による資源価格の高騰が行政コストの上昇をもたらし、また、経済を減速させて、地方交付税原資を減少させる懸念があるため、地方財政への影響が出ないよう「まち・ひと・しごと創生事業費」、「地域社会再生事業費」及び「地域デジタル社会推進費」を含め、地方交付税等一般財源総額を確実に確保すること。

(2) 地方交付税算定方法の見直し

- ①各町村の行政コスト差は人口や地理的条件などによるところが大きく、民間委託などが困難な離島・中山間地域に位置する小規模な町村にまで、一律に理不尽な行政コスト削減を強いいるような基準財政需要額の算定は行わないこと。
- ②地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティや消防防災体制の維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税算定の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。
- ③町村における森林・林野行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」(国有林野面積を含む)や「林道延長」を考慮した「森林・林野行政費」を新設すること。

(3) 過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

公共施設等総合管理計画の個別計画に基づき、公共施設の1)集約化・複合化事業、2)長寿命化事業、3)転用事業、4)立地適正化事業、5)ユニバーサルデザイン事業、6)除却事業を行う場合の充当率を100%、交付税措置率

を70%に拡大すること。

4. 頻発化する豪雨災害について

(1) 江の川の治水対策

毎年のように浸水被害を受けている江の川の治水対策を加速するため、令和4年3月に策定された「治水とまちづくり連携計画」により、緊急対策特定区間に指定された江の川下流域の17地区が、今後10年間で重点整備されることになったが、未着手の地区への対策や内水排除も含め治水対策の早期実現を国に対して強く働きかけること。

(2) 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、多数の死傷者や河川の氾濫による大規模な浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通インフラの寸断、油の流出による汚染や倒木による大規模停電等、被害が甚大化している。

このため、被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

特に、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

また、町村では技術系職員が不足しており、復旧事業に支障が生じる懸念があることから、引き続き、国や県による人的支援や民間事業者の活用に対する支援等を強化すること。

5. 公職選挙制度の見直し・改善について

我が国が直面する国全体の急激な人口減少や東京圏一極集中及び地方衰退の弊害がこれ以上深刻化しないよう、この国の在り方を考えていくうえでも、多様な地方の意見が、国政においてしっかりと反映される必要がある。

よって、国政選挙に係る制度の見直し・改善について、次のとおり要望する。

(1) 人口減少時代における地方の声の国政選挙への反映

憲法との関係上、様々な課題整理は必要であるが、人口減少時代における地方の声が適切に国政選挙へ反映できるよう、国においては選挙制度に関わる根本改革について総力を上げて取り組むこと。

(2) 参議院選挙における合区の早期解消

都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは非常に問題で、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

このため、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加

できる選挙制度となるよう、国に対して働きかけること。

6. 過疎対策事業の円滑な推進について

(1) 過疎対策事業債の拡充

過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の必要額を確保するとともに各種支援制度の拡充を図るよう国に対して働きかけること。

(2) 県特別枠の配分

令和4年度から新設される「県特別事業分」の配分に当たっては、県による過度の施策誘導に繋がらないよう、市町村の意見を十分にくみ取りながら運用すること。

7. 離島、中山間地域における医療体制等の確保について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 医療体制の確保対策

- ① 地域医療構想に基づき、在宅医療や介護施設の整備状況など離島・中山間地域の実情を踏まえた医療提供体制を構築すること。
- ② 町村における公立・公的病院は、地域に欠くことのできない基幹的な医療機関であり、今般のコロナウイルス感染症対策でも住民の命と健康を守る重要な役割を担うなど、その機能と役割は従来とは異なる視点からも重要性が増しているため、再編・統合を強制しないこと。
- ③ 医師不足、看護職員不足等により公立・公的病院の経営は極めて厳しいことから、こうした医療機関に対する財政支援措置を充実強化すること。
- ④ 医療機関の控除対象外消費税の取扱いについては、地域医療確保の観点から、医療機関の経営に影響が生じないよう、適切な対策を講じること。

(2) 医療従事者の確保対策

- ① 医療機関で必要な医師の総数を確保するとともに、医師や診療科の地域的偏在を解消できるような効果的な医師確保対策を早急に構築・実施すること。
- ② 自治医科大学卒業医が義務年限終了後も県内に定着するよう、待遇改善など効果的な施策を講じること。
- ③ 中長期的な医師確保対策として、地方大学の医師養成数を増員すること。

また、大学では医師不足地域での勤務を義務づける入学枠を確保すること。

- ④看護師、助産師等の看護職員不足を解消するため、県内の看護職員養成機関における地域推薦枠の拡大や就学資金の充実、就労環境の整備や復職への支援などを促進すること。

また、薬剤師についても、人材確保に苦慮している県内町村の実情を踏まえ、必要な支援を行うこと。

8. 国民健康保険の安定運営の確保について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1)国保改革にあたっての課題解決

- ①新制度移行後の国保の安定的な運営を確保するため、毎年の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や加入者の動向などを踏まえ、町村の実情に応じた財政支援策を講じるなど、国保の財政基盤の強化を図ること。
- ②都道府県が行う国民健康保険の実施にあたっては、県と町村との役割を明確にするとともに、かえって事務負担が増加することがないよう、事務の広域化・効率化については、町村と十分協議すること。
- ③国保総合システム次期更改や運用に当たっては、市町村等の保険者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において財政措置を講じること。
- ④保険料水準の平準化や保険料算定方式の統一への取組みは、町村の意見をよく聞いて実施すること。
- ⑤子どもや重度障がい者への医療費助成(地方単独事業)を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を早急に全廃すること。
- ⑥未就学児に係る均等割保険料の軽減措置については、子育て支援の観点からその対象年齢及び軽減割合の更なる拡充を図るとともに、町村の減収分について必要な財政措置を講じること。

9. 福祉施策の推進について

(1)小規模特別養護老人ホームに係る制度設計の見直し

離島・中山間地域の小規模特別養護老人ホームでは、介護報酬の大幅な引き下げや介護人材不足により、多くの施設が危機的な経営状況に陥っている。このため、非効率な施設運営の状況や疲弊しきった施設職員についての実態調査を行い、条件不利地域に立地する小規模特別養護老人ホームに係る基本報酬や職員の配置基準などの制度設計をすみやかに見直すよう国

に働きかけること。

(2)中等度の加齢性難聴者への補聴器購入費補助制度の創設

補聴器価格は非常に高額であり、日常生活に支障のある中等度の加齢性難聴者に対しても、生活の質の維持や認知症予防の観点から、障害者総合支援法の補装具支給制度に準じた補助制度を創設するよう国に働きかけること。

(3)高齢者施設等が整備する非常用自家発電設備にかかる補助金の上限額撤廃

国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した島根県高齢施設等防災・減災対策推進事業補助金のうち、高齢者施設等が整備する非常用自家発電設備整備事業については、国は令和2年度より補助上限額を撤廃している。しかし、島根県においては県交付要綱において補助上限額が低く設定されており、自家発設備の整備が困難となっている。このため、災害時に備えた十分な自家発の整備が行われるよう、県交付要綱の補助上限額の撤廃と、要望に極力対応できるような県の予算措置を講じること。

10. 農林水産業施策の推進について

本県の農山漁村は、就業人口の減少や高齢化による地域の衰退等厳しい現状にあるが、食料の生産や国土の保全等の多面的機能の発揮等、農山漁村の再生と振興は極めて重要な課題である。

各種の農林水産業施策の実施にあたっては、地域の実態を踏まえるとともに、農山漁村の持続的な発展に向け、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1)食料の安定供給の確保

国際情勢の悪化等に伴い穀物価格の高止まりや需給の逼迫等が懸念されており、食糧安全保障の観点から食糧自給率の向上、農林漁業の生産力強化、農山村の活性化に向け大胆かつ抜本的な対策を講じること。

(2)米政策の推進

「水田活用の直接支払交付金」の所要額を継続的に確保すると共に、今後5年間(令和4年度から令和8年度)で一度も水張りが行われない農地は、令和9年度以降交付金の対象としないとする運用方針の見直しについては、就農意欲の低下や耕作放棄地の増加につながらないよう、国においては必要な対策を講じること。

(3) 農産物貿易交渉

TPP11、日欧EPA、米国との物品貿易協定など、農産物貿易交渉については、関係者の不安や懸念が大きいことから、丁寧な情報提供に努めるとともに、豚肉・乳製品などの農産物の再生産が引き続き可能となるよう、万全の措置を講じること。

(4) 新たな農政改革

日本型直接支払制度については、必要な予算を確保するとともに、町村の財政負担の実情を勘案し、十分な財政支援措置を講じること。

また、令和4年度から棚田加算に掛かり増し経費として超急傾斜加算が追加され、制度自体が極めて複雑になってきている。第6期対策の制度設計に向けて、農業者にも分かりやすい簡素で効果的な加算措置となるよう、改善すること。

(5) 畜産業の振興

本年6月、JAしまねから突然、県内5カ所で実施している和牛肥育事業から撤退する方針が示された。このことは、これまで畜産農家・JA・行政が一体となって取り組んできたブランド和牛の振興など県内の畜産振興に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

については、悪影響を最小限に止めることができるように、県においては、今後の畜産振興と肥育事業の在り方検討に積極的に参画し、具体的な取組に対する必要な支援を行うこと。

(6) 新たな森林管理システムへの支援

令和元年度に設立された「森林経営推進センター」の運営に対する財政的支援を今後も継続するとともに、市町村職員に対する研修、情報提供など、県による指導・支援体制の充実・強化に努めること。

(7) 水産業の振興対策

- ①年ごとに進みつつある磯焼けについて、徹底した原因の究明を図るとともに、その対策について、国及び県において早急に取り組むこと。
- ②沿岸漁業の振興や新規漁業者の就業促進のため、各地域での生産の柱となる高級魚介類の種苗生産・放流に、国及び県において積極的に取り組むこと。
- ③漁港に放置されているFRP漁船については、環境への悪影響とともに、操業への支障や災害等を誘発する可能性が高いため、国及び県において、実態把握に努め、処理対策を早急に実施すること。

11. 有害鳥獣対策の推進について

鳥獣保護法に基づく「第12次鳥獣保護管理事業計画」の着実な実施を通じ、次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) ツキノワグマ対策の強化

- ① 第5期特定鳥獣保護計画(ツキノワグマ)の運用にあたっても、住民の安心・安全の確保を最優先し、大量出没や人身被害が発生した際には、町村と連携して捕獲や被害防止対策、被害防止のための普及啓発等の対応を速やかに行うこと。
- ② 引き続きツキノワグマの生息調査を実施し、生息の実態を明らかにするとともに、大量出没が発生しないように配慮した頭数管理を行っていくこと。

(2) 野生鳥獣被害対策の充実

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金については必要な財源を確保するとともに、狩猟者が高齢化で減少していることから、狩猟者の育成・確保に向けた支援の拡充・強化を図ること。
- ② ジビエを農山村の所得を生み出す地域資源とするため、処理加工施設の整備や関係事業者の連携促進等を図るなど、ジビエ利用拡大に向けた取り組みを支援すること。
また、県内においても豚熱発生が確認されており、ジビエ利用について大きな規制がある中で、ジビエ利用を推進していくためには、農業共済制度のような所得補償の仕組みが不可欠である。ハード・ソフト両面からの支援策を充実させること。

12. 高速道路等の整備促進及び社会資本の老朽化対策の推進について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 山陰道の早期完成と新たな道路網構想

救急医療、災害対策、地域の活性化を図るため、高速道路網の整備は本県にとって最重要課題である。

しかし、山陰道については、東西に長い本県の幹線道路でありながら、着手区間や開通区間が残されており、救急搬送や観光振興などに支障をきたしている。

については、国の責任において山陰道の整備のスピードを早め、1日も早い完成を図るとともに、完成後の山陰道を利用した県西部の山陰と山陽とを結ぶ道路網構想を着実に進めること。

(2)道路整備に必要な予算総額の確保

遅れている高速道路や地域に必要な道路整備が今後とも着実に進められるよう、必要な予算額を確保すること。

(3)社会資本の老朽化対策の推進

防災・減災に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進すること。とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検については、町村では技術系職員が不足しており、引き続き、国や県による技術的支援や財政措置を充実強化すること。

(4)道路の安全対策の推進

地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や生活道路網の新設整備、安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等を含めた道路の維持、修繕、改良を行えるよう必要な財政措置を講じること。

13. 空き家対策への総合的な取組みについて

本県は、いわゆる管理が放棄されている空き家率が高い水準にあり、とりわけ離島・中山間地域などではその比率が高く、これらの空き家の放置による防災、防犯上の問題などの発生や、一方ではその利活用がなかなか進まないなど、地域での喫緊の課題となっている。

このため、次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1)財政措置の充実強化

町村が、空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、「島根県老朽危険空き家除却支援事業」など必要な財政支援措置を充実・強化すること。

(2)空き家の有効活用等の推進

「空家対策等の推進に関する特別措置法」の見直しにあたっては、特定空き家に該当しない空き家についても利用実態に応じ、固定資産税の住宅用地特例から除外することや、家屋の所有者に関する福祉関連情報の活用、緊急安全措置(即時強制)の規定整備、借地上にある空き家対策など、町村において、より一層空き家の有効活用等が推進されるよう、町村の意見を十分に反映すること。

14. 竹島の領土権の早期確立・日韓新漁業協定の実効確保等について

次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1)竹島の領土権の早期確立

- ①韓国政府に対し、不法占拠を既成事実化する諸活動を中止するよう強く申し入れるなど、竹島問題解決に向けて国として毅然として取り組むこと。
- ②国において、竹島問題に関する調査研究及び広報啓発活動を充実強化すること。
- ③北方領土対策と同様に、国の啓発施設として「竹島漁撈歴史記念館」を隱岐の島町に設置すること。

(2)日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化

平成11年1月の日韓新漁業協定以降、本県沖合に広大な暫定水域が設定されたが、この暫定水域での実効ある資源管理方策が合意されていないばかりか、韓国側は我が国の排他的経済水域内で違反操業等を繰り返し、本県漁業に大きな影響を与えている。

このため、国においては、日韓新漁業協定の実効性確保と監視取締体制の充実強化を図ること。

15.離島への支援について

隱岐諸島は、有人国境離島として、我が国の国境管理や安全保障、海洋資源の確保など国家的な役割を担っており、国における特別な支援が必要であることから、次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1)離島振興法の延長及び特別措置の拡充

- ①令和4年度末に期限を迎える「離島振興法」について、島の実情に即した交通の確保・観光の振興・産業基盤及び定住環境の改善等、自立的発展に向けた島づくりが推進できるよう内容を充実させた上で期限を必ず延長するとともに、積極的に振興を推進すること。

②石油製品(ガソリン等)の安定供給を目的として、平成21年に隱岐島4町村が主体となって隱岐島油槽所を整備、運営している。開設から15年以内に実施しなければならないタンク開放工事(検査)に莫大な費用が必要となることから、その費用の一部について財政支援措置を講じること。

- ③現在、国が推進している上下水道事業の経営改善を目的とした広域化及び、施設の老朽化対策について、本土の事業者より経済的負担が大きい離島の事業者に対して、財政措置の充実強化を図ること。

(2)有人国境離島に対する特別な支援

- ①「有人国境離島法」によって離島航路の維持と更なる地域活性化を推進していくため、島民だけに限らず、観光客等すべての利用者が航路

運賃の割引対象となるよう制度の拡充を図ること。

- ②輸送コストのため、本土よりも2割程度高い島内の物価水準を考慮し、ガソリン以外の燃料類や、生活物資、事業活動物資、産業廃棄物の輸送費など、支援の対象を拡大すること。
- ③各種補助事業の採択にあたっては、本土から遠隔地に位置する国境離島ほど、事業費が割高になることや、受益面積に限りがあるなどの課題が発生しているため、有人国境離島地域の実情を反映した評価項目を追加するなど、採択要件の緩和措置等を検討すること。

(3) 隠岐ユネスコ世界ジオパークに対する支援

ジオパークの知名度向上に向け、国として一体的な支援・推進体制を構築するとともに、関係自治体のジオパークに関連する取組みに対し積極的な支援を行うこと。

16. 原子力発電の安全確保について

地元同意のあった島根原子発電所2号機の再稼働に当たっては、国及び県においては次の事項が実現するよう、適切な措置を講じることを要望する。

(1) 原子力発電所の安全確保

- ①原子力発電所は何よりも安全確保を第一にすべきものであり、事業者である中国電力に対し法令等を遵守し、厳格な内部統制のもと責任をもった運用を行うよう、必要な要請を行うこと。
- ②住民の安全確保と原子力発電所に対する不安解消のため、平常時から原子力発電所に係る情報を正確かつ幅広く県民に公表し、理解を得ること。
- ③島根原子発電所の運転再開に当たっては、自然災害や武力攻撃など未曾有の有事を想定した安全面の検証を徹底し、事業者において発電施設等の防護対策を強化するよう国に働きかけること。

17. 海岸漂着ゴミ対策の充実強化について

次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1) 海岸漂着物対策推進のための財政措置の恒久化

- ①海岸漂着物対策を推進するため、海岸漂着物等地域対策推進事業の事業費を確保するとともに、地方の財政負担が生じないよう必要な措置を講ずること。
- ②海岸漂着物対策を推進するための財政支援措置を含め、総合的な支援対策の実施に必要な法制を速やかに整備すること。

(2) 対岸諸国からの漂着ゴミに関する国家間協議の推進

日本海沿岸には、対岸諸国由来と推定される医療廃棄物や漁具・ポリタンクなどの漂着ゴミが大量かつ広範囲に漂着し、沿岸の市町村、都道府県のみで処理することは、もはや限界に達している。

このため、国は、外交ルートを通じて、対岸諸国に対して原因究明とその防止策、監視体制の強化など適切な働きかけを行うこと。

18. 米軍機による低空飛行訓練の中止等について

住民が生活している地域において、米軍機の低空飛行訓練による騒音被害が発生している中で、厚木基地から岩国基地へ米空母艦載機部隊が移転し、さらなる被害の増大が懸念されることから、次の事項が実現するよう、県が国に対して他県と連携するなど、より一層強力に働きかけることを要望する。

(1) 関係機関への中止等要請

- ① 住民が居住する地域において、米軍機による低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。
- ② 新たな機種、飛行ルートなどによる新たな飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることのないよう、迅速かつ強力に対応すること。

(2) 国による実態把握と実態の伝達

- ① 低空飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ更に騒音測定器を設置するなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって低空飛行訓練の実態を明らかにすること。
- ② 実態調査を速やかに行うため、地方公共団体がやむを得ず騒音測定機器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。
- ③ 現在実施されている低空飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。

(3) 住民負担の軽減

- ① 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、低空飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。
- ② 低空飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

19. エネルギー対策の推進について

2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルが実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 安定的なエネルギー需給構造の確立

徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入拡大、各電源の安定的な発電及び蓄電効率の向上、さらには「水素やメタンハイドレート等」の新型資源の開発促進等により安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進と地産地消型エネルギーシステムの構築

①令和3年3月に改定された「島根県再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」に基づき、小水力、バイオマス、太陽光、風力など多様な地域資源を活用した地産地消型エネルギーシステムの構築を加速させ、災害時のエネルギー確保にも対応可能な自立・地域分散型のエネルギー供給体制を推進すること。

②県内に資源の多い木質バイオマスについては、熱供給(コーチェネレーション)の観点からも利用促進が図られるよう十分な財政支援制度を設けること。

(3) 水力発電施設周辺地域交付金制度の充実

水力発電施設周辺地域交付金を法律に基づく恒久的な措置とともに、最低補償額の引き上げを図るよう国に対し働きかけること。

20. 教育環境の充実について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 教育魅力化推進事業の推進等

県内町村では、県の「高校魅力化人づくり推進事業」による支援と、それぞれの高校及び地元町村による積極的な取組により、県外から多くの生徒が「しまね留学」するなど、生徒の確保や地域の活性化に大きな成果が挙がっている。

今後、こうした取組をより一層充実・拡大させていくため、次の対策を講じること。

①学校と地域の実情を理解した上で、双方の活動を調整できるコーディネーターの配置や育成が極めて重要なことから、コーディネーター配置に係る制度創設や財政支援措置を国に働きかけること。

②コーディネーターの養成や育成など、地域振興の核となる高校の機能

強化に向けた県の支援体制を充実強化すること。

③しまね留学により、寮が不足している県立高校については、早急に寮の整備、拡充を行うこと。

また、生活スタイルの変化に対して、厨房スペースや水回り設備、収納等が不足してきているため、対策を講じること。

④しまね留学の受入に当たり、町村が整備した公共的施設を寄宿舎として活用する場合や、古民家や空き家等の地域資源を活用して共同下宿を整備した場合の運営費については、引き続き十分な財政支援を行うこと。

(2)島留学・山村留学等への支援

島留学・山村留学は、学校教育や生涯学習の視点から意義あるものであるとともに、地方と都市との交流促進にも結びつくことから、離島・中山間地域の振興策の一つである。

こうした教育移住の流れを加速する島留学・山村留学を推進するため、受け入れ環境の整備及び教育環境の充実に対する財政的な支援などを継続すること。

(3)「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の継続・拡充

文部科学省では、令和元年度、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を立ち上げ、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進しているが、指定校数が限定されている。

より多くの学校や地域において、多様な地域課題に応じた特色ある取組を行えるよう「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の継続・拡充を国に働きかけること。

(4)教員の安定的確保と適正な教員配置

少人数学級を計画的に進めて行くに当たっては、町村の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた教職員の確保・質の向上を図ること。その際、少人数指導、専科指導、生徒指導などを担う加配教員を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。

また、小規模校における事務職、養護教諭などの配置基準の充実を国に働きかけること。

(5)小中学校における英語教育の充実

新学習指導要領に基づき正式に「教科」となった英語教育について、小規模校のために英語専科教員が配置されない場合には、地域によって英語教育の質に差が生じることが懸念される。

小規模校が多い離島・中山間地域の学校においても、充実した英語教育

が行えるよう、加配教員の増員や配置基準の緩和など、必要な体制整備を国に対し強く働きかけること。

(6)学習環境・指導環境の整備

児童生徒の学びを保障し、ICTを活用した教育が推進できるよう、小中学校における校内通信ネットワークや1人1台端末の整備(GIGAスクール構想)に係る財政措置を継続・拡充するとともに、維持・更新の費用についての支援を国に働きかけること。

また、ICT支援員等の人的配置に対する財政措置の拡充を国に働きかけること。

(7)スポーツ・文化活動の振興

- ①児童や生徒が遠距離移動をともなう体育活動や文化活動に参加する場合の宿泊費等への支援を行うことにより、児童等の活発な体育活動等を推進するとともに、保護者の経済的な負担を軽減すること。
- ②スポーツ庁の有識者会議が、公立中学校の運動部活動をスポーツクラブなどに地域移行させる提言を行ったが、中山間地域や離島においては、専門性のある指導員の人材確保に加え、経費負担も大きな課題となる。よって、地域移行に当たっては、都市部の生徒との教育の機会均等が保たれるよう、必要となる人的、財政的支援措置を適切に講じること。

(8)文化財保存活用財源の確保

各町村にある指定等文化財を保存し活用することは、ふるさと教育や地域振興の基盤となる取組である。については、文化財の保存活用事業が計画的に進められるよう、国および県において予算規模の拡大とともに補助率の拡充を図ること。

II 新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する要望項目

県への要望

1. 県と町村との連携強化について
2. 離島における患者輸送体制等の確保について
3. 公共交通機関の維持に対する支援について
4. 地域経済の維持に対する支援について

国への要望

5. 円滑なワクチン接種の実施等について
 - (1)国産ワクチンや治療薬の開発と実用化
 - (2)十分なワクチンの確保と安定的な供給
 - (3)ワクチン接種の有効性・安全性等に関する周知
6. 医療・介護サービスの提供体制の確保等について
 - (1)医療機関への十分な財政措置
 - (2)診療報酬上の更なる対応や十分な財政措置
 - (3)介護サービス事業所の感染症対策、事業継続のための支援
7. 万全な経済対策の実施について
 - (1)中小企業・小規模事業者等への支援
 - (2)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(物価高騰対応分)の追加交付と使途要件の緩和
8. 農林漁業者への支援の拡充・強化について
 - (1)農林漁業従事者の収入確保等
 - (2)生産コストの低減
9. 事業実施のための万全な財政対策等について
 - (1)適時的確な財源措置
 - (2)国庫補助事業等の単価見直し
10. 東京一極集中の抜本的是正について

II 新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する要望

県への要望

1. 県と町村との連携強化について

新型コロナウイルス感染症対策の推進にあたっては、引き続き県と町村との情報共有・連携体制の維持・強化を図ること。

2. 離島における患者輸送体制等の確保について

離島地域の患者搬送については、悪天候により空路搬送できない場合や、ヘリコプターでは一度に搬送できない場合など、海上輸送が極めて重要なとなる。

こうした事態に備え、住民参加型の海上搬送訓練を実施するなど、必要な体制づくりを着実に進めること。

3. 公共交通機関の維持に対する支援について

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少が継続し、経営に大きな影響を受けている地域の交通事業者に対し、事態の長期化も見据えた継続的な支援を検討すること。

4. 地域経済の維持に対する支援について

新型コロナウイルス感染症により、大きな打撃を受けた観光・飲食業などを営む事業者が、早期に経営を安定させることができるよう、引き続き、事業者に対する支援策の周知徹底や申請手続の指導助言に取り組むこと。

また、「しまねプレミアム飲食券」及び「再発見！あなたのしまねキャンペーン」については、今後、感染状況に応じて有効期間を延長するなど柔軟な取組を行うこと。

国への要望

以下の事項について国に対し強力に働きかけていただきたい。

5. 円滑なワクチン接種の実施等について

(1)国産ワクチンや治療薬の開発と実用化

国民の生命や身体の安全を確保するため、海外に依存しない国産ワクチンや治療薬の開発・実用化を急ぐこと。

(2)十分なワクチンの確保と安定的な供給

新型コロナウイルスワクチンについては、国の責任において、備蓄分も含め必

要量を確保したうえで、接種に向けたスケジュールや供給状況、利用状況についてもきめ細かな情報提供を行うこと。

(3)ワクチン接種の有効性・安全性等に関する周知

感染者数が若年層を中心に高止まりあるいは増加傾向にある中、若年層の接種率が低迷していることから、ワクチンの3回目接種や12歳未満の子どもへのワクチン接種について、その必要性や有効性、安全性に加えて、オミクロン株の後遺症の影響など、国として引き続き積極的かつ丁寧な情報発信を行うこと。

また、ワクチンの4回目接種については、対象者や接種間隔がこれまでと異なることから、不安や混乱を招くことのないよう、その理由・目的や必要性等について、国民に対して十分に周知すること。

6. 医療・介護サービスの提供体制の確保等について

(1)医療機関への十分な財政措置

中山間地域や離島等の医療体制が脆弱な町村においては、新型コロナウイルス感染患者の受入れ増加や院内感染により、地域医療全体の機能が著しく低下することが予想される。

こうした医療機関において、医療用資機材の購入や医療従事者の増員等を行う場合に必要となる経費について、十分な財政措置を講じること。

(2)診療報酬上の更なる対応や十分な財政措置

感染患者受入れによる診療報酬の減収等により、病院経営や自治体の財政に影響が生じないよう、診療報酬上の更なる対応や十分な財政措置を講じること。

(3)介護サービス事業所の感染症対策、事業継続のための支援

介護サービス事業所が、感染症対策を徹底しながら、安心して継続的にサービスを提供できるよう、十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休業又は事業を縮小し、経営環境が悪化した介護サービス事業所に対し、事業継続のための支援措置を講じること。

7. 万全な経済対策の実施について

(1)中小企業・小規模事業者等への支援

債務が増大している中小企業、小規模事業者に対する資金繰り支援や返済猶予、さらには債務免除等を含めた強力な支援策を講じること。

併せて、コロナ後の社会に対応するための経営改善や事業継続・承継、事業転換や業容の拡大、海外展開等、事業の再構築に向けた抜本的な

支援体制を整備すること。

**(2)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(物価高騰対応分)
の追加交付と使途要件の緩和**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、コロナ禍において燃料価格や電気料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図るため、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対策対応分」が創設され、交付されることになったが、地域特有の事情に即し、効果的な経済対策を講じる観点から、今後更なる追加交付と使途要件の緩和を行うよう、国に働きかけること。

8. 農林漁業者への支援の拡充・強化について

(1)農林漁業従事者の収入確保等

酪農・畜産農家や漁業者、栽培農家をはじめとする農林漁業者は、国産農林水産物の急激な需要の落ち込み、価格下落により大幅な収入減となっていることから、販売促進や需要喚起に係る支援、価格安定対策を拡充すること。

また、労働力の確保、次期作に必要な種子・種苗、生産資材等の安定供給や情報提供の強化など、農林漁業者が安心して生産活動を行い、経営を継続できるよう、万全の対策を講じること。

(2)生産コストの低減

農林水産業の安定的な経営と競争力の強化を図るため、燃油価格高騰対策の拡充及び資材価格高騰対策を講じること。

9. 事業実施のための万全な財政対策等について

(1)適時的確な財源措置

令和5年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、感染症対策、雇用・経済対策など実効ある対策を積極的に推進するため、予備費の活用や必要に応じた適時の補正予算編成等により、各分野の対策事業費の確保に万全を期すこと。

(2)国庫補助事業等の単価見直し

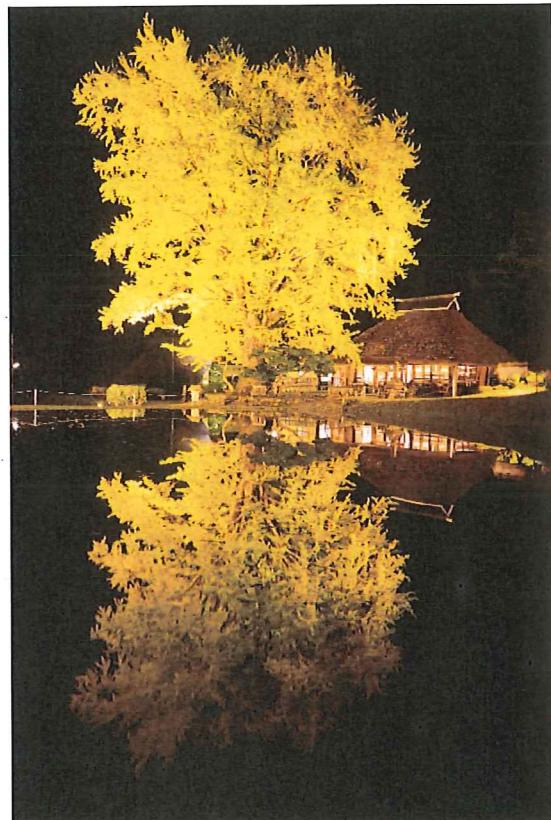
公共事業等については、最近の物価高騰の影響によりその執行に大きな支障を及ぼす恐れがあることから、補助単価等について実態に即した機動的な見直しを早急に行うこと。

10. 東京一極集中の抜本的是正について

新型コロナウイルス感染症の拡大リスクや首都直下型地震等の大規模災害など、危機管理の観点からも、東京一極集中の是正と自立分散型国土の形成は、国を挙げて取り組むべき喫緊の重要課題である。

今後、「デジタル田園都市国家構想」等のデジタル技術を活用した地方活性化施策を総動員し、コロナ禍を契機に本格化の兆しの見える地方への移住・定住、若者や都市住民の田園回帰等の流れを一層加速させること。

また、脱炭素社会の実現やエネルギー安全保障確保の観点から、農山漁村に豊富に存在する再生可能エネルギーを最大限活用し、エネルギーの地産地消、地域循環モデルの構築等グリーン(脱炭素)化による地方活性化施策を推進することで、東京一極集中を抜本的に是正すること。



(奥出雲町:金言寺の逆さ大銀杏)



(海士町:明屋海岸)